三　保険資格者の概数
四　共済目的の種類別の概数（園芸施設共済にあっては、共済目的の概数）
五　設立後二年間の事業予定計画及び収入支出の概算
（設立の認可申請書の添付書類）
第十六条　法第三十条第一項の規定による設立の認可の申請書には、定款等及び事業計画書のほか、創立総会の議事録の謄本並びに理事及び監事の氏名及び住所を記載した書面を添付しなければならない。
（創立総会の議事録）
第十七条　創立総会の議事録については、第二十二条の規定を準用する。この場合において、同条中「農業共済団体の総会又は総代会」とあるのは「創立総会」と、「組合員又は総代」とあるのは「設立の同意者」と、「組合員が」とあるのは「設立の同意者が」と読み替えるものとする。
（事業規程の記載事項）
第十八条　法第三十六条第一項第八号、第二項第六号及び第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、法第百二十七条（法第百七十二条、第百七十四条及び第百八十七条において準用する場合を含む。）の施設及び法第百二十八条第一項（法第百七十二条において準用する場合を含む。）の施設に関する事項とする。
（理事への提出を要する電磁的方法）
第十九条　法第四十九条第三項の農林水産省令で定める方法は、第十一条第二号に掲げる方法とする。
（組合員名簿の記載事項）
第二十条　農業共済団体の組合員名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　組合員の氏名又は名称（組合員たる法人及び農業共済資格団体の代表権を有する者の氏名を含む。）並びに住所（農業共済資格団体にあってはその代表権を有する者の住所、市町村にあってはその事務所の所在地）及び法第五十一条第一項の別に催告を受ける場所の通知があったときはその場所
二　加入の年月日
三　共済目的の種類（園芸施設共済にあっては、共済目的）
（監事の意見書に添付する電磁的記録）
第二十一条　法第五十三条第四項の農林水産省令で定める電磁的記録は、理事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。
（議事録の作成）
第二十二条　農業共済団体の総会又は総代会の議長は、会議の議事録を作り、次に掲げる事項を記載し、これに議長及び出席した組合員又は総代二人以上（組合員が二人の農業共済団体にあっては、一人以上）が署名又は記名捺印しなければならない。
一　開会の日時及び場所
二　組合員又は総代及びその議決権の総数並びに出席した組合員又は総代及びその議決権の総数
三　議事の要領
四　議決した事項及び賛否の数
（定款等の変更の認可を要しない事項）
第二十三条　法第五十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　事務所の所在地の名称の変更
二　関係法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
（定款等の変更認可申請書の添付書類）
第二十四条　定款等の変更の認可の申請書及び届出書には、変更の理由を記載した書面及び総会又は総代会の議事録の謄本を添付しなければならない。
（総代会を設ける基準）
第二十五条　法第六十一条第一項の農林水産省令で定める基準は、農業共済組合にあっては組合員数が二百人を超えること、全国連合会にあっては法第二十条第四項の規定による組合員が存することとする。
（会計の原則）
第二十六条　農業共済団体の会計は、法及びこの章に定めるもののほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
（勘定区分）
第二十七条　農業共済組合及び都道府県連合会についての法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。
一　農作物共済に関する勘定
二　家畜共済に関する勘定
三　果樹共済に関する勘定
四　畑作物共済に関する勘定
五　園芸施設共済に関する勘定
六　任意共済（法第百六十三条第一項から第三項までの規定により行う事業を含む。次号において同じ。）のうち農林水産大臣が指定するものに関する勘定
七　前号の任意共済以外の任意共済に関する勘定
八　法第百二十八条第一項の施設に関する勘定
九　業務の執行に要する経費に関する勘定
2　全国連合会についての法第六十二条の農林水産省令で定める勘定区分は、次のとおりとする。
一　前項各号に掲げる勘定
二　農業経営収入保険事業に関する勘定
（支払備金の積立て）
第二十八条　農業共済組合は、毎事業年度の終わりにおいて、支払備金として、次に掲げる金額の合計金額から政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会から受けるべき保険金及び保険料の返還金の合計金額に相当する金額を差し引いて得た金額を積み立てなければならない。
一　共済金の支払又は共済掛金の返還をすべき場合であって、まだその金額が確定していないものがあるときは、これらの金額の見込額
二　共済金の支払又は共済掛金の返還に関して訴訟係属中のものがあるときは、これらの金額
2　前項の規定は、農業共済組合連合会に準用する。
（責任準備金の積立て）
第二十九条　農業共済組合及び全国連合会は、毎事業年度の終わりにおいて、共済事業に係る法第六十三条の規定による責任準備金として、共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間。以下この条において同じ。）が翌事業年度又は翌翌事業年度にわたる共済関係についてそれぞれ次に掲げる金額を積み立てなければならない。
一　農作物共済、果樹共済又は畑作物共済については、当該事業年度の共済掛金の合計金額から、政府又は都道府県連合会に支払う保険料の額及び共済金の仮渡額（政府又は都道府県連合会から保険金の仮渡しを受けた場合にあっては、当該仮渡額から保険金の仮渡額を差し引いて得た金額）の合計金額を差し引いて得た金額
二　家畜共済、園芸施設共済又は任意共済（法第百六十三条第一項及び第三項の規定による事業を含む。）については、当該事業年度の共済掛金の合計金額及び政府又は都道府県連合会若しくは全国連合会に支払う保険料の額を差し引いて得た金額のうち、まだ経過しない共済責任期間に対する金額